

平成29年第1回せたな町議会臨時会

平成29年1月19日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号 平成28年度せたな町一般会計補正予算（第9号）
- 6 議案第2号 平成28年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 7 議案第3号 訴訟上の和解について

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 6番 梶田道廣君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 真柄克紀君 | 9番 平澤等君 |
| 10番 大野一男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 | |

○欠席議員（1名）

- 3番 江上恭司君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君
教育委員会委員長 田井重久君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長 高野利廣君
総務課長 原進君
まちづくり推進課長 西村晋悟君
財政課長 佐々木正則君
税務課長 樋口靖君
町民児童課長 吉崎照人君
保健福祉課長 福士裕継君

水産林務課長	松村	悟	君
建設水道課長	丹羽	優	君
出納室長	関	功悦	君
国保病院事務局長	横川	忍	君
財政課長補佐	神田	昌	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋二	君
町民児童課長補佐	佐々木	真由美	君
保健福祉課長補佐	元島	敬二	君
財政課主幹	黒澤	美知子	君
水産林務課主幹	手塚	清人	君
財政係長	尾野	裕也	君
農政係長	長内	解人	君

《大成総合支所》

総合支所長	佐野	英也	君
-------	----	----	---

《瀬棚総合支所》

総合支所長	中村	良則	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上野	宏行	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平賀	英治	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長	成田	円裕	君
教育委員会事務局長	高田	威	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	横川	洋二	君
事務局次長	丹羽	小百合	君
事務局総務係	原田	翔太	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんこんにちは。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

3番、江上恭司議員から欠席の届け出がありました。

ただ今の出席議員11名で定足数に達していますので、平成29年第1回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において6番、榊田道廣議員、7番、大湯圓郷議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは町臨時職員の道路交通法違反による処分について報告いたします。

この度、国保病院勤務の臨時職員による酒気帯び運転が発覚いたしました。この職員は昨年

7月30日に飲酒運転により検挙され、11月4日付で運転免許取消と罰則金の処分を受けたものであります。まちとしては日頃から職員に対し、交通事故、違反などについて注意するよう徹底して指導している中での非違行為で、臨時職員とはいえ公務員としての自覚の欠如であり誠に遺憾であります。

この職員については、せたな町交通法規違反者等の措置の基準に関する規程に基づき、12月27日付で訓告処分といたしました。また所属監督者である事務局長についても、管理監督責任による処分として注意処分をしたところであります。

町民への交通安全の確保と推進を図る立場にありながら、職員による道路交通法違反が発生したことに対しまして、町民並びに議会の皆様にお詫びを申し上げます。

今後におきましては、地方公務員としての自覚と交通法規を含む法令遵守に一層努めるよう、公務員倫理の徹底について指導してまいります。

この度は誠に申し訳ありませんでした。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第1号 平成28年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2億2,083万2,000円を追加し、総額を90億1,434万1,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、ふるさと応援寄附金につきましては、予想を超えるご寄附がありますことから、応援寄附金に対してのふるさと納税返礼品、郵送料や手数料、各基金への積み立て、また埼玉県戸田中央総合病院、中村隆俊会長からのご寄附5,000万円を公共施設整備基金に積み立てるほか、台風10号に被災した農家の方々が畜農産物の生産に必要な施設の取得に対する支援事業補助金などについて補正をお願いするものでございます。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 議案書を7ページでございます。はじめに歳出について説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5,938万1,000円の追加でございます。ただいま副町長の提案理由でも申し上げましたが、予想をはるかに超える応援寄附金がございましたので8節報償費では、ふるさと納税返礼品3,500万円、12節役務費では通信運搬費1,111万3,000円、手数料1,326万8,000円の追加をお願い

いするもので、ふるさと応援寄附金返礼品の送料及び納税仲介業者委託業者への手数料でございます。6目基金管理費では1億4,000万円の追加で、25節積立金では4,008万1,000円、28節繰出金では9,991万9,000円の追加でございます。ご寄附をくださいました皆様のご意向に沿いまして、精査をいたしまして記載のとおり、それぞれの基金に積み立てるものでございます。なお公共施設整備基金積立金5,000万円につきましては、提案理由でも申し上げましたが、埼玉県戸田中央総合病院、中村隆俊会長からのご寄附を積み立てるものでございます。3項戸籍住民基本台帳費、2目個人番号カード交付事業費では2,000円の追加をお願いするものでございます。平成27年度事業費の確定に伴い国庫補助金2,000円を返還するものでございます。

次に8ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費14万3,000円の追加は、介護保険事業特別会計予算への繰出金でございます。介護支援専門員実務研修に係る繰出でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では103万1,000円の追加でございます。第4回定例会におきまして平成27年度事業費の確定に伴い児童手当国庫負担金返還金で428万2,000円をお願いしましたが、誤って歳入歳出を相殺いたしましたので返還金に不足を生じることから追加をお願いするものでございます。したがって合計で531万3,000円となるものでございます。なお歳入、国庫負担金におきまして同額の103万1,000円が児童手当負担金過年度分として追加がございました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,818万1,000円の追加は、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金でございます。これは台風10号で被災した農家の方々が農産物の生産に必要な施設の取得に対しまして支援をするものでございます。融資などを除いた自己負担額の10分の3が上限となっておりまして、事業実施要望者15戸となっております。なお同額を歳入道補助金、国費になりますが同額をお願いするものでございます。

次に9ページでございます。3項水産業費、2目水産業振興費では産業担い手育成事業所売れ金奨励金100万円をお願いするもので、産業担い手育成条例に基づき、Uターン等就業者に対するものでございます。第4回定例会で追加をお願いするところでしたが、計上漏れとなったため、この度、追加をお願いをするものでございます。大変申し訳ございませんでした。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では3万9,000円の追加で普通旅費でございます。国の二次補正により実施される学校施設環境改善交付金事業のヒアリングに対する旅費でございます。その内容につきましては、認定こども園の新築と屋外運動場の整備に係るものでございます。2項小学校費、3目学校施設整備費では61万5,000円の追加で修繕料でございます。この主な内容でございますが、久遠小学校体育館照明とステージバック幕、緞帳などの修繕でございます。3項中学校費、3目学校施設整備費におきましても44万円の追加で同じく修繕料でございます。この主な内容につきましては、大成中学校体育館窓ガラス修繕、瀬棚中学校体育館蒸気配管修繕などがございます。

以上説明をいたしました歳出に係る歳入でございますが、戻りまして5ページでございます。9款1項1目共に地方交付交付税6,062万円の追加は普通交付税でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では103万1,000円の追加で、児童手当負担金過年度分でございます。

14款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金では、強い農業づくり事業補助金1,818万1,000円の追加でございます、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金に充当でございます。

16款1項共に寄附金では、1目ふるさと応援寄附金9,000万円の追加、2目一般寄附金では、一般寄附金5,000万円の追加でございます、ご寄附をいただいたご意向に沿いましてそれぞれ各基金に積立てるものでございます。

6ページでございます。17款繰入金、1項基金繰入金、2目担い手育成基金繰入金100万円の追加は、産業担い手育成事業補助金に充当するための繰入れでございます。

説明は以上でございます。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第2号 平成28年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に14万3,000円を追加し、総額を10億8,103万4,000円とするものでございます。

その内容ですが14ページをご覧いただきたいと思います。歳出においては、3款地域支援

事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費において、介護支援専門員実務研修に係る旅費11万9,000円、同じく会議等負担金として実務研修のための負担金2万4,000円をお願いするものであります。

これに対する歳入ですが、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、地域支援事業繰入金14万3,000円をもって収支の均衡を図っております。

ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思いますので、内容説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第3号 訴訟上の和解についてを議題といたします。提案理由と内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 訴訟上の和解について提案理由を申し上げます。原告せたな町、被告株式会社日総との間において、かねてから係争中でありましたせたな町養護老人ホーム三杉荘の食材費不当利得返還請求訴訟であります。函館地方裁判所から12月26日付で和解勧告が出され、まちとしてはこの勧告を尊重し和解を受け入れることといたしました。和解内容等については総務課長からご説明いたしますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 本件の訴訟につきましては平成27年3月13日開催の第1回定例会において訴えの提起について議会議決をいただき、同年6月11日に函館地方裁判所に食材費不当利得返還請求事件として提訴したものであります。提訴の趣旨といたしましては、平成20年度から平成25年度の6年間、瀬棚養護老人ホーム三杉荘の給食業務を委託した株式

会社日総に対して、特記仕様書に明示している食材費、1日3食合計平均単価、税抜きの1,000円を使用するところ、契約どおりの金額を使用せずに不当に利得を得ていたため、その返還を求め提訴したものであります。なお訴訟の目的の価格といたしましては3,245万38円でございます。公判につきましては平成27年8月4日の第1回口頭弁論から平成28年12月26日の第13回口頭弁論をもって結審いたしました。それを受けて平成28年12月26日付で函館地方裁判所より和解勧告が出され、町としては和解勧告を受け入れ合意することといたしました。

和解勧告の合意内容といたしましては、議案書の15ページでございます。内容について説明いたします。本件訴訟において、原告（せたな町）が被告（株式会社日総）の不当利得を主張し、被告がこれを争っているところ、原告と被告は本件訴訟を終了させて、両当事者間の紛争を解決するために、裁判所の和解勧告を受け入れ次のとおり合意した。

合意内容です。1相手方、札幌市東区東苗穂3条3丁目1番31号、株式会社日総、2和解内容、（1）被告は原告に対し、本件解決金として2,000万円の支払義務があることを認める。（2）被告は原告に対し、前項の金員を平成29年3月15日限り、原告が指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。（3）原告と被告は、本和解条項の内容を正当な理由なく、第三者に口外しないことを相互に確約する。（4）原告はその余の請求を放棄する。（5）原告と被告は、本和解条項に定めるもののほか、原被告間で締結された一切の業務委託契約に基づき被告が既に履行した業務について、名目の如何を問わず被告が清算すべき金銭債務が存在しないことを相互に確認する。（6）訴訟費用は各自の負担とするで以上でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で平成29年第1回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会 午後4時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年2月16日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 梶 田 道 廣

署名議員 大 湯 圓 郷